

里親の一時的な休息のための援助事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、児童を養育する里親の一時的な休息のために実施する援助（以下「レスパイト・ケア」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 レスパイト・ケアの対象は、現に児童の養育を委託している里親とする。

(事業内容)

第3条 レスパイト・ケアの内容は、里親に養育を委託した児童（以下「委託児童」という。）の養育を、横須賀市児童相談所長（以下「所長」という。）が適当と認める乳児院、児童養護施設等又は里親（以下「実施施設等」という。）に再委託することとする。

(利用許可申請等)

第4条 レスパイト・ケアを受けようとする里親（以下「申請者」という。）は、レスパイト・ケア利用申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに再委託をする実施施設等を決定するものとする。

3 所長は、前項の決定をしたときは、申請者にあってはレスパイト・ケア利用決定通知書（第2号様式）により、実施施設等にはレスパイト・ケア実施通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知しなければならない。

(情報の提供)

第5条 前条第3項の規定により決定通知書を受けた申請者は、児童の生活状況等に関する記録（第4号様式）を所長及び実施施設等に提出しなければならない。

(報告)

第6条 実施施設等は、レスパイト・ケア終了後14日以内に、委託児童の観察記録票（第5号様式）を所長及び申請者に提出しなければならない。

(費用)

第7条 レスパイト・ケアの実施に要する費用は、市が負担するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

レスパイト・ケア利用申請書

		年 月 日
(あて先) 横須賀市児童相談所長		
		住所
		申請者 氏名
		電話
養 育 児 童	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
希 望 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	
緊 急 連 絡 先	氏名	
	電話	
	氏名	
	電話	
申 請 理 由		
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 4 条第 3 項関係）

レスパイト・ケア利用決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市児童相談所長 印		
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで申請のあったレスパイト・ケアの利用については、次のとおり決定したので通知します。</p>		
養 育 児 童	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
再 委 託 先	所 在 地	
	施設等名称	
	電 話	
（事務処理欄）		

第3号様式（第4条第3項関係）

レスパイト・ケア実施通知書

年 月 日				
様				
横須賀市児童相談所長 印				
養 育 児 童	フリガナ			
	氏 名			
	性 別	男・女		
期 間	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	住 所			
里 親	氏 名			
（事務処理欄）				

第 4 号様式（第 5 条関係）

児童の生活状況等に関する記録

(あて先)		年 月 日
		住所 申請者 氏名 電話
養 育 児 童	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
子どもの体調		
服 薬 状 況		
食べ物の好き 嫌いやアレルギー		
その他レスパ イト・ケア受 入中に配慮す べき事項		
(事務処理欄)		

第 5 号様式（第 6 条関係）

委託児童の観察記録票

年 月 日	
(あて先)	
所在地 報告者 名 称 代表者氏名	
養 育 児 童	フリガナ
	氏 名
	生年月日
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
期間中の過 ご し方	
児 童 の 状 況	
(事務処理欄)	